

君津広域水道企業団水道水等における放射性物質の測定結果

単位：Bq/kg

採水日	大寺浄水場 (木更津市大寺346番地)				十日市場浄水場 (木更津市 十日市場500番)	
	原水		浄水		浄水	
	¹³⁴ セシウム	¹³⁷ セシウム	¹³⁴ セシウム	¹³⁷ セシウム	¹³⁴ セシウム	¹³⁷ セシウム
10月11日	不検出 (検出限界値0.6)	不検出 (検出限界値0.8)	不検出 (検出限界値0.5)	不検出 (検出限界値0.6)	不検出 (検出限界値0.5)	不検出 (検出限界値0.7)
10月2日	不検出 (検出限界値0.6)	不検出 (検出限界値0.6)	不検出 (検出限界値0.6)	不検出 (検出限界値0.5)	不検出 (検出限界値0.4)	不検出 (検出限界値0.8)

※1 水道水中の放射性物質に係る目標値（平成24年3月5日付け厚生労働省健康局水道課長より）

- ・放射性セシウム（セシウム134及び137の合計）（飲料水） 10Bq/kg

2 摂取制限及び解除の目安（平成24年3月5日付厚生労働省健康局水道課長より）

① 摂取制限の目安

- ・1回の検査であっても目標値を著しく上回る等、その水道水を継続して飲用することによってWHO飲料水水質ガイドラインの個別線量基準である0.1mSvを超えるおそれのある場合
- ・水道施設の点検・整備や複数回の放射能検査によっても、なお長期間目標値を超過することが見込まれる場合。

② 摂取制限の解除に目安

- ・目標値超過の原因が明らかとなり、それが回復したことが放射能濃度等で確認された場合。

3 「検出限界値」とは測定において検出できる最小値をいい、同じ機器で測定を行っても、検体ごとに変動します。また、「不検出」とは、検出限界値を下回っていることを示しています。

県水道局 <http://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/>

県水政課 <http://www.pref.chiba.lg.jp/suisei/>

県大気保全課 <http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/h23touhoku/houshasen/index-sokutei.html>